平成２２年（フ）第２１４号
千葉県四街道市千代田３丁目６番12号
債務者　雨宮　真弓
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２１５号
千葉県白井市冨士68番地の50
債務者　中島真由美
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２２５号
千葉県八街市沖1339番地５
債務者　松本　龍吉
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２２８号
千葉県富里市七栄59番地
債務者　下田加代子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２２９号
千葉県成田市三里塚光ケ丘１番地412
債務者　後藤　悦子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２５１号
千葉県四街道市下志津新田2521番地85
債務者　福田　直美
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１４７号
岡山県都窪郡早島町早島1637番地３
債務者　林　　薫
1　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２８３号
岡山県倉敷市北畝２丁目16番23号
債務者　諸冨　修介
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２８８号
岡山県倉敷市北畝６丁目14番17号ローゼン大上101号
債務者　大井　敦代
1　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２９１号
岡山県倉敷市中庄2386番地11
債務者　湊　　朱美
1　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第７３号
青森県三戸郡五戸町大字上市川字赤川々原104番地
債務者　中里とし子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第９８２号
さいたま市岩槻区諏訪３丁目３番地20号206
債務者　舟橋　信二
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１５７号
埼玉県鴻巣市下忍2740番地、旧住所埼玉県東松山市大字下野本1459番地２
債務者　篠原　秀樹
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７４８号
埼玉県戸田市下前２丁目１番16号メゾン・ジュネス107号室、旧住所埼玉県戸田市南町10番19―201号レーベンヴィラ戸田公園武井方
債務者　藤間　博次
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８７９号
埼玉県川口市南前川２丁目25番12号　今井コーポ202号
債務者　佐藤　明子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９４２号
さいたま市見沼区大字東新井527番地１　レオパレスコルサ101
債務者　葛西　直人
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９５８号
埼玉県蕨市塚越３丁目９番４号　ヴィラエステル202号
債務者　遠藤　勝久
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係